

1 住宅ローン減税の控除期間が13年間

対象者▶ 消費税率10%が適用される住宅の取得・リフォーム等に係る契約を一定の期間内に締結し、令和4年12月末までに入居した方

詳細は▶



お問合わせ先▶ **お近くの税務署**

2 すまい給付金は最大50万円

対象者▶ 消費税率10%が適用される住宅を取得し、令和3年12月末まで（一定の期間内に契約を締結した方は令和4年12月末まで）に入居した方

詳細は▶



お問合わせ先▶ **すまい給付金事務局**



0570-064-186 (ナビダイヤルは通話料もかかります)

受付: 9時~17時/土・日・祝含む/PHSや一部のIP電話からは045-330-1904

3 贈与税非課税枠は最大1,500万円

対象者▶ 住宅の取得・リフォームに係る契約を令和3年12月末までに締結し、令和3年12月末までに贈与を受けた方

詳細は▶



お問合わせ先▶ **お近くの税務署**